

成田市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

《目次》

◇ はじめに	…	1
◇ 防犯カメラの有用性と個人のプライバシー	…	2
◇ 防犯カメラの設置・運用について	…	3
◇ 自己チェックシート	…	7
◇ 参考様式等	…	8

◇ はじめに

◆ガイドライン策定の趣旨

防犯カメラの設置は、犯罪抑止に大きな効果が期待できる一方で、個人のプライバシーを侵害するおそれもあります。

このガイドラインは、犯罪等抑止を目的として、防犯カメラを設置し、運用するにあたって、設置者が考慮すべき事項等をまとめたものです。

このガイドラインでいう「防犯カメラ」とは、道路や公園等の不特定多数の人が利用する場所に防犯対策として設置する画像記録機能を有する機器を指します。

個人宅・マンション・アパート等の集合住宅や事業所等の、特定の人のみが利用する場所に設置する防犯カメラは、このガイドラインの対象としていません。

◇ 防犯カメラの有用性と個人のプライバシー

◆防犯カメラの有用性と個人のプライバシー

犯罪者は、人の目を嫌います。防犯カメラを設置し、“監視している”ことを示すことで、犯罪等の抑止効果が期待できます。また、犯罪が発生した場合にも、防犯カメラに記録された映像により、犯人の特定や検挙につながることもあります。

しかし、“監視されている”と感じるのは犯罪者だけではないかもしれません。個人のプライバシー侵害にあたらないように、防犯カメラは慎重かつ厳重な管理が求められます。

防犯カメラの有用性と個人のプライバシー保護との調和をとることが大切です。



◇ 防犯カメラの設置・運用について

◆防犯カメラ設置運用規定の作成

防犯カメラを適切に設置・運用するために、設置者の環境にあわせて、このガイドラインを参考にして、「設置運用規定」を作成しましょう。

作成した「設置運用規定」に基づいて、防犯カメラ及び撮影画像等を取り扱うこととなります。



◆防犯カメラの設置の目的の明確化

防犯カメラを設置しようとする場合は、明確な目的をもって設置しましょう。

💡【例】 自治会内で空き巣被害が多発していることから、侵入盗対策として防犯カメラを設置する

◆設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置にあたっては、周辺住民や関係者と十分に話し合い設置しましょう。個人のプライバシー保護に配慮し、撮影範囲は必要最小限かつ大き

な効果が見込まれる場所を選定しましょう。特に、住宅の内部等の私的空間が撮影範囲に入らないように注意が必要です。

また、周辺住民や警察等と話し合いをして、設置場所の所有者に必ず許可を得たうえで設置してください。

💡【例】 住宅街に入るには必ず経由する交差点に防犯カメラを設置する

◆防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置者は、設置場所付近の通行人に対して、防犯カメラが設置されていること及び設置者の名称・連絡先を表示しましょう。

これにより設置者が明らかになることで、通行人の防犯カメラに対する不信任感を和らげるとともに、犯罪者に対するけん制にもなります。

◆管理責任者及び取扱担当者の指定

犯罪抑止や犯人検挙等に防犯カメラは有用である一方、その取扱い次第では、個人のプライバシー侵害につながる場合もあります。適正な管理運用のため、管理責任者を指定し、責任者を明らかにしましょう。

また、機器操作や撮影画像の閲覧等を取り扱う担当者を指定することで、個人情報漏えいを防ぎましょう。

管理責任者及び取扱担当者は、それらを辞した後についても、守秘義務が課せられますので注意が必要です。

◆防犯カメラの定期点検

防犯カメラを適切に運用するために、定期的にカメラの撮影範囲にずれが生

じていないか、レンズが汚れていないか等について点検を行きましょう。

点検を業者等に委託する場合は、情報漏えいを防止するため、守秘義務について事前に委託相手先に確認しましょう。

◆防犯カメラの撮影画像の取扱い

記録媒体の小型化・大容量化により、撮影画像の持ち出しや複製が容易になっていることから、防犯カメラの撮影画像については、不必要な複製をしない等、情報漏えいを防ぐための対策をしなければなりません。インターネットを経由した情報漏えいを防ぐため、撮影画像を取り扱うパソコンは、インターネットに接続していないものが望ましいでしょう。

撮影画像の保存期間については、期間が長ければそれに比例して情報漏えいの危険性が高まりますので、長くても30日間程度にしましょう。保存期間の経過等で不要になった撮影画像を保存した記録媒体は、破砕等の適正な処理を行ったうえで廃棄してください。防犯カメラに関するメモ等にも個人情報が含まれる場合がありますので、こちらにもシュレッダーにかける等の適正な処理をしたうえで廃棄してください。

また、防犯カメラの撮影画像を記録した機器（パソコンやDVD、USBメモリ等の外部記録メディア等）は、管理責任者及び取扱担当者以外の人による閲覧や盗難等を防ぐため、必ず、不特定多数の人が利用しない施設した場所に保管しましょう。



◆防犯カメラの撮影画像の提供

防犯カメラの撮影画像をみだりに提供することは、情報漏えいにつながります。以下の場合を除いて、第三者に対して提供（閲覧を含む）してはいけません。

- ① 法令等に定めがあるとき（警察や弁護士からの照会等）
- ② 人の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

また、撮影画像を提供（閲覧を含む）した場合には、記録をしておきましょう。

◆苦情や問い合わせの対応

防犯カメラに関する苦情や問い合わせには、あらかじめ対応方法を決めておき、誠実かつ迅速に対応しましょう。

防犯カメラの撮影映像には、多くの個人情報が含まれることから、対応次第で大きなトラブルを招くおそれがありますので注意してください。



◇ 自己チェックシート

	項 目	チェック欄
1	「防犯カメラ設置運用規定」を作成しましたか？	<input type="checkbox"/>
2	設置について周辺住民や警察等と話し合いはしましたか？ 【話し合いをした相手】 _____	<input type="checkbox"/>
3	設置場所の所有者から許可を得ましたか？ 【設置場所】 _____ 【所有者】 _____	<input type="checkbox"/>
4	防犯カメラの撮影範囲は必要最小限かつ大きな効果が見込まれる場所ですか？ また、住宅の内部等の私的空間が撮影範囲に入っていないか？	<input type="checkbox"/>
5	防犯カメラの管理責任者及び取扱い担当者は指定していますか？ 【管理責任者】 _____ 【取扱担当者】 _____	<input type="checkbox"/>
6	管理責任者及び取扱担当者は、それらを辞した後についても、守秘義務が課せられることを知っていますか？	<input type="checkbox"/>
7	撮影画像の保存期間を定めていますか？ 【保存期間】 _____ 日	<input type="checkbox"/>
8	撮影画像を保存した記録媒体の廃棄方法を決めてありますか？	<input type="checkbox"/>
9	撮影画像を記録した機器の保管場所は決めてありますか？ また、その場所は施錠できますか？	<input type="checkbox"/>
10	防犯カメラに関する苦情や問い合わせの対応方法を決めてありますか？	<input type="checkbox"/>

〇〇〇〇自治会防犯カメラ設置運用規定

第1条 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇自治会区域に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

第2条 防犯カメラの設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇自治会区域及びその周辺区域における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

第3条 防犯カメラの管理責任者

防犯カメラの適正な設置及び運用を行うため、管理責任者を置くものとし、〇〇〇〇自治会長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの設置及びその運用がこの規定に則して常に適正に行われるよう防犯カメラに関する事務を統括する。

3 管理責任者は、前項の事務の適正化を図るため、防犯カメラ取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定することができる。

4 取扱担当者は、管理責任者の指揮監督の下に防犯カメラの運用に関する事務を行う。

第4条 設置の場所等

設置の場所及び撮影範囲は別表のとおりとする。

第5条 設置の表示

管理責任者は、防犯カメラを設置するときは、撮影対象地域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者名並びに連絡先を掲示しなければならない。

第6条 画像の管理

画像を保管する期間は、原則として〇〇日以内とし、当該期間経過後は、管理責任者は、速やかにこれを消去しなければならない。

2 画像は、撮影時の現状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。

3 画像はこれを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 管理責任者は、記録媒体の保管に際しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講じなければならない。

5 記録媒体の廃棄は、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

6 管理責任者は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

7 画像を閲覧できる者は、管理責任者及び取扱担当者に限るものとし、画像を閲覧する場合は、必ず2名以上で閲覧しなければならない。

第7条 画像提供の制限

管理責任者は、画像、画像を複製し、又は印刷したものその他画像に係る一切の情報を他に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づき、文書により提供を求められたとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

2 取扱担当者は、管理責任者の指示に基づき、提供する必要があると認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。

3 取扱担当者は、管理責任者の指示に基づき画像を検索した場合、その結果を管理責任者に報告しなければならない。

4 取扱担当者は、画像を検索したときは、その内容を記録しておかなければならない。

5 管理責任者は、第三者に画像及び記録媒体の情報を提供するときは、その内容を記録するとともに、情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。

(2) 目的以外への利用及び第三者への無断提供をしないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、

速やかに記録媒体の返却又は破砕等を行うこと。

第8条 苦情等への対応

管理責任者は、市民から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第9条 外部業者における取扱い

管理責任者は、必要があると認めるときは、防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を外部の業者に行わせることができる。この場合においては、文書により防犯カメラの運用に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

2 前項の規定により防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を外部の業者に行わせる場合には、管理責任者は、必要があると認めるときは画像記録施設を実地調査し、若しくは当該防犯カメラの運用の状況に関し当該業者に報告を求め、又はこれに必要な指示を行うことができる。

第10条 個人情報保護条例の遵守

この要綱に定めるもののほか、管理責任者、取扱担当者又はその運用に関する事務を行う者は、成田市個人情報保護条例(平成17年成田市条例第53号)の趣旨にのっとり、当該防犯カメラの設置又はその運用が個人情報に係る市民の基本的な人権を侵害することがないように適切な措置を講じなければならない。

<h1>防犯カメラ稼働中</h1>	
管理責任者	1234(56)7890